

事務連絡  
令和2年12月28日

各都道府県・各市・各特別区  
水・大気環境行政主管部（局）長 御中

環境省水・大気環境局総務課長  
大気環境課長  
自動車環境対策課長  
水環境課長  
土壌環境課長

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令  
の施行について

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年環境省令第31号。以下「改正省令」という。）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたので、その改正の趣旨、内容等について、下記のとおりお知らせする。

貴職におかれては、その趣旨を理解した上で、その運用に遺漏なきを期するとともに、各都道府県におかれては、貴管下町村等に対し周知願いたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※1）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされている。

これを踏まえ、環境省所管の水・大気環境行政関係省令の様式（別添参照）で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。以下単に「押印」という。）を不要とすることとした。

なお、これまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、各省令における手続の性質を踏まえ、以下に記載するような押印が求められている趣旨を代替する手段（※2）等によって確認することとされたい。

（※1）「見直し対象手続」とは、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求

めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。

(※2) 押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような例が考えられる。

- ・継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）
- ・ID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の電子ファイルでの添付
- ・他の添付書類による本人確認
- ・電話やウェブ会議等による本人確認
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ・実地調査等の機会における確認

## 2 改正の内容

水・大気環境行政関係に係る施行規則の様式で国民や事業者等に対して押印を求めている手続等の押印について、押印を廃止する改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定の整備を行った。

## 3 経過措置について

### (1) 書類に関する経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。

### (2) 様式に関する経過措置

改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。

(別添)

改正対象法令	改正対象条項
建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和 37 年建設省令第 22 号）	別記様式第 1、別記様式第 3、別記様式第 4
水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府、通商産業省令第 2 号）	様式第 1、様式第 2 の 2、様式第 5 から様式第 7 まで、様式第 10、様式第 10 の 2
騒音規制法施行規則（昭和 46 年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第 1 号）	様式第 1 から様式第 4 まで、様式第 6 から様式第 10 まで
大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省、通商産業省令第 1 号）	様式第 1、様式第 2 の 2、様式第 3、様式第 3 の 2、様式第 3 の 4、様式第 3 の 5、様式第 4 から様式第 6 の 2 まで
悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）	様式第 2 号から様式第 5 号まで、様式第 7 号、様式第 9 号、様式第 11 号、様式第 12 号
瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和 48 年総理府令第 61 号）	様式第 1、様式第 2、様式第 5、様式第 7 から様式第 9 まで
振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）	様式第 1 から様式第 4 まで、様式第 6 から様式第 10 まで
湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和 60 年総理府令第 7 号）	様式第 1 から様式第 6 の 2 まで
スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則（平成 3 年総理府令第 6 号）	別記様式
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成 4 年総理府令第 53 号）	様式第一から様式第八まで
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成 6 年総理府令第 25 号）	様式第 2 から様式第 6 まで、様式第 8 から様式第 10 の 2 まで
ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）	様式第 1、様式第 3 から様式第 7 まで
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）	様式第一、様式第二、様式第四から様式第十一まで
土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）	様式第一から様式第二十まで、様式第二十四から様式第二十八まで、様式第三十

<p>汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）</p>	<p>様式第一から様式第八まで、様式第十</p>
<p>大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年環境省令第 25 号）</p>	<p>第 1 条中大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）様式第 1、様式第 2 の 2、様式第 3、様式第 3 の 4、様式第 3 の 5、様式第 4、様式第 5 及び様式第 6 の改正規定、第 2 条中大気汚染防止法施行規則様式第 3 の 3 の次に様式第 3 の 4 を加える改正規定、同規則様式第 3 の 4 及び様式第 3 の 5 の改正規定並びに第 3 条中大気汚染防止法施行規則様式第 3 の 4 の改正規定</p>